

令和8年度若者との共創による県内企業魅力向上事業 公募型プロポーザル応募要項

1 趣 旨

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「令和8年度若者との共創による県内企業魅力向上事業実施業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度若者との共創による県内企業魅力向上事業実施業務

(2) 業務の内容

別添「令和8年度若者との共創による県内企業魅力向上事業実施業務仕様書」に示す内容のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

山口県内

3 予算限度額

金 20,678千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす単体による参加者（以下「単体参加者」という。）、又は、次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす者により構成される共同企業体で、共同企業体の代表企業が次の（4）を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、イベント等の企画又はイベント等の運営について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公募の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 山口県内に事業所を有すること。

5 企画提案手続等に関する事項

(1) 企画提案の方法

参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に挙げる書類を各6部（正本1部、副本5部）提出すること。

なお、応募書類の作成に当たっては、各様式に記載している注意事項に留意して作成すること。

ア 企画提案書

- ・A4判片面使用とすること（縦横自由。枚数制限なし。）
- ・基本コンセプト、事業の内容、管理運営体制、類似事業の実績等について、できる限り詳細に記載すること。

イ 実績書

- ・他の自治体等での同様な実績がある場合は実績が分かる書類を添付すること。

ウ 業務実施体制表

- ・業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

エ 参考見積書（原本は1部で可）

- ・委託項目ごとに内訳をできる限り詳細に記載すること。
- ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。内税表記、外税表記のいずれでも差し支えないが、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(2) 参加表明書の提出方法及び提出期限

プロポーザルに参加希望の場合は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

提出期限 令和8年3月11日（水）午後3時（必着）

提出方法 持参、郵送、FAX又はメール

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 産業労働部 労働政策課 雇用・労働企画班
Fax : 083-933-3229 E-mail : a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限

上記（1）に掲げる書類を、企画提案提出書（別紙様式1）とともに、以下のとおり提出すること。

提出期限 令和8年3月18日（水）午後3時（必着）

提出方法 持参、又は郵送

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県 産業労働部 労働政策課 雇用・労働企画班

(4) その他

- ア 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。
- イ 1つの法人について、複数の営業所等がこの手続きに参加することはできない。
- ウ 提出された書類の訂正、差し替えは、認めない。
- エ この要項に基づき提出された提案書類については、返却しない。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、下記（２）の審査基準により、令和７年度若者との共創による県内企業魅力向上事業実施業務実施業務審査委員会が行う。

また、審査の参考とするため、次のとおりプレゼンテーションを実施し、詳細は、参加表明書及び企画提案書を提出した者に別途通知する。

- ア 日時** 令和８年３月下旬
イ 方法 オンライン（WEB 会議システム）により実施
ウ その他 参加者が１者の場合も実施する。

（２）審査基準

審査項目及び配点は、別表「審査基準表」のとおりとし、審査において６０％を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高い者を選定する。

なお、採点基準は、次のとおりとする。

[採点基準]

次の１０段階評価を参考に、配点に応じて採点する。

- ・非常に優れている １０又は９
- ・優れている ８又は７
- ・普通 ６又は５
- ・やや劣っている ４又は３
- ・非常に劣っている ２又は１

採点例

評価「９」で配点２０点の場合

$$20点 \times 9 / 10 = 18点$$

（３）審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、文書により通知する。

7 質疑と応答

この要項に関する質問がある場合は、「質問書」（別紙様式２）を令和８年３月１１日（水）午後３時までに、次の提出先にＦＡＸ又は電子メールにより提出すること。

なお、回答は、個別の質問の場合を除き、「参加表明書（別紙）」を提出した者全員に対して行う。

なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

山口県 産業労働部 労働政策課 雇用・労働企画班

Fax : 083-933-3229 E-mail : a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

8 委託業者決定までの流れ

- | | |
|--------------|---------------------|
| 令和８年３月１１日（水） | 参加表明書の提出期限（午後３時） |
| 令和８年３月１８日（水） | 企画提案書の提出期限（午後３時） |
| 令和８年３月下旬頃 | プレゼンテーションの実施、委託者の決定 |
| 令和８年４月１日（水） | 委託者決定、業務委託開始 |

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除し委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務執行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 問い合わせ

山口県山口市滝町1-1

山口県 産業労働部 労働政策課 雇用・労働企画班 担当：大田

電 話：083-933-3254 (直通)

F A X：083-933-3229

E-mail：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

別表「審査基準表」

審査項目		配点	審査事項
事業の内容	事業の構成	40	<ul style="list-style-type: none"> これまでの実績、知見に基づいた提案内容であること。 セミナーやイベントの内容が効果的であると期待される提案内容であること。 県内の大学生と効果的に連携して事業を遂行することが期待される提案内容であること。
	広報活動の実施	15	<ul style="list-style-type: none"> これまでの実績、知見に基づいた提案内容であること。 多くの企業、学生等の目に留まることが期待される提案内容であること。
	加点項目	20	<ul style="list-style-type: none"> 創意工夫に基づき、独自に企画した提案内容であること。 提案内容で特に優れている点（セールスポイント等）があること。
事業の目標達成		10	<ul style="list-style-type: none"> 過去の同種の事業実績に基づき、本事業の目標達成が見込まれること。
運営管理体制等		5	<ul style="list-style-type: none"> 事業を円滑に遂行できる体制となっていること。
事業実績		10	<ul style="list-style-type: none"> 過去の同種の事業実績等からみて、確実に委託事業を遂行できる能力を有していると認められること。
合計		100	